

予算第32号議案

令和5年度神戸市港湾事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度神戸市港湾事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和5年度神戸市港湾事業会計予算第5条中、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度指定管理（神戸三宮フェリーターミナル）	令和5～10年度	190,000千円
令和6年度指定管理（神戸港ウォーターフロントエリア）	令和5～10年度	806,000千円

令和5年11月29日提出

神戸市長 久 元 喜 造

(予算第32号議案)

〔港 湾 事 業 会 計〕  
債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

(単位：千円)

事 項	限度額	令和4年度末までの 支払義務発生額		令和5年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他	一 般 会 計 補 助 金
令和6年度指定管理 (神戸三宮フェリーターミナル)	190,000	—	—	令和10年度まで	190,000	—	—	190,000	—
令和6年度指定管理 (神戸港ウォーターフロントエリア)	806,000	—	—	令和10年度まで	806,000	—	—	806,000	—